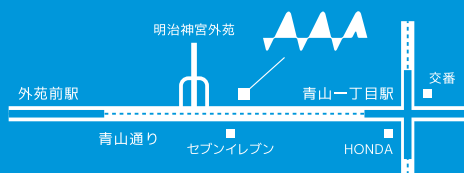




みなと青山
法律事務所

パートナーシップ（法律顧問）契約のご案内



みなと青山法律事務所

東京都港区北青山1-4-6 246青山ビル2F
Tel:03-6804-1985 Fax:03-6804-1984
URL: www.m-ao.com

パートナーシップ契約の考え方、内容

旧来の弁護士は、クライアントから持ち込まれる相談から「法律問題」のみを抽出して、その部分的な解決を図ってきました。しかし、クライアントの悩みごとのうち純粋な「法律問題」はせいぜい1、2割程度しかなく、その部分のみに対応しても、真のニーズに答えているとは思えません。また、クライアントは、弁護士に対して、純粋な「法律問題」の解決のみならず、法律の専門家による経営支援を求めているものと考えています。

そこで、当事務所は「法律問題」の解決のみならず、積極的に「経営コンサルティング」に対応していきます。

《 よくある法律顧問契約 》

- ① 法律相談（一定時間を超えると別料金）
- ② 各種書面のチェック（一定数以上は別料金）
- ③ 紛争処理業務（別料金）

「法律問題のソリューション」のみに対応するのではなく、「経営コンサルティング」にも対応いたします。

《 当事務所のパートナーシップ契約 》

- ① 法律・税務相談（時間制限なし）
- ② 各種書面のチェック（書面作成も顧問料の範囲内）
- ③ 紛争処理業務（軽微な交渉は顧問料の範囲内）

+

④ 経営コンサルティング

売上げを伸ばす戦略（戦略）のコンサルティングではなく、経営リスクをコントロールし、マネジメントすることで、トラブル、不祥事、不測の損害を防ぐコンプライアンスコンサルティングがメインとなります。

⑤ 7つのお約束

より良いサービスを提供すべく、7つのお約束をさせていただいています。（下記参照）

* 7つのお約束

1. オンライン

貴社の業務、社風、理念を理解し、貴社が必要とする唯一無二のサービスを提供します。

2. ダイレクト

連絡は、事務所にお電話いただいても、当職の携帯に直接お電話いただいても結構です。

3. ビジット

相談は、担当者に来所いただくのではなく、当職が貴社に伺ってお聞きします。

4. アラウンド

貴社のみならず、役員、従業員、取引先、友人の相談にも顧問料の範囲内で対応します。

5. セミナー

貴社の役員や従業員に向けた「オーダーメイドセミナー」を顧問料の範囲内で実施します。

6. ニュース

経営に役立つ法律情報を、メールマガジン（みなと便り）で毎月お届けします。

7. クリエイト

皆様からご意見をお聞きし、必要なサービスをどんどん創っていきます。

パートナーシップ会社

IT、アパレル、医院、イベント企画、飲食、運送、教育関係、建設、小売、広告代理店、寺院、歯科医院、司法書士事務所、水産加工、税理士事務所、土木、不動産、保険代理店（損保、生保）、メーカー（電気、医療器具、繊維）など、現在約40社の法人とパートナーシップ契約を締結しております。

（平成29年1月現在）

また、事業会社の取締役、監査役、社会福祉法人の理事などにも就任しております。

弁護士・税理士 馬淵 泰至



< 経歴 >

昭和49年 京都市生まれ
平成 9年 同志社大学卒業
平成14年 弁護士登録
平成22年 青山学院大学大学院卒業（修士）
平成22年 税理士登録
平成26年 みなと青山法律事務所設立

< 専門分野 >

企業法務（企業間取引／紛争、労使紛争、リスクマネジメント、経営支援など）、税務対応（税務調査、審査請求、税務訴訟）、各種交渉、訴訟